

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都環境科学研究所手数料条例の一部改正  
公布年月日・番号 平成19年3月16日・東京都条例第67号

## 1 概要

### 1 改正理由

東京都環境科学研究所が、平成19年4月1日より財団法人東京都環境整備公社へ移管されることに伴い、規定を整備する必要がある。

### 2 改正概要

#### (1) 条例の題名の改正

「東京都環境科学研究所手数料条例」を「東京都自動車排出ガス試験等手数料条例」に改める。

#### (2) 規定の整備（第1条）

第1条を「自動車の排出ガス等に関する試験に係る手数料を、この条例の定めるところにより徴収する。」に改める。

## 2 施行期日

平成19年4月1日

## 3 問い合わせ先

環境政策部 総務課 文書係  
直通 03-5388-3417  
内線 42-131